

総合目標2： 財政健全化目標達成に向け、歳出・歳入面において取り組む中で、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化に対応して、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させる観点から、税体系全般にわたる見直しを進める。

<p>上記目標の概要</p>	<p>税制は、社会の活力や経済発展の基盤として、財源調達機能（政府が提供する公共サービスの資金調達）や再分配機能（国民の所得や資産の再分配）を果たすことが期待されており、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、経済社会の構造変化に対応した、不断の見直しに取り組んでいく必要があります。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太の方針2019）」においては、経済・財政一体改革を着実に推進するとともに、引き続き、2025年度の財政健全化目標の達成を目指すこととしています。税制については、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化に対応して、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させる観点から、税体系全般にわたる見直しを進めます。</p> <p>（上記目標を構成するテーマ）</p> <p>総2-1：我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築する</p>
----------------	---

総合目標2についての評価結果

総合目標についての評価 A 相当程度進展あり

<p>評定の理由</p>	<p>令和3年度税制改正では、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設するとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例を設けることとしました。また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置を創設するほか、家計の暮らしと民需を下支えするため、住宅ローン控除の特例の延長等を行うこととしました。このほか、納税環境のデジタル化を推進するため、電子帳簿等保存制度の見直しを行うこととしました。これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和3年3月26日に成立しました。</p> <p>また、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定、令和2年4月20日変更）において、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずることとし、これらの内容を含む「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が令和2年4月30日に成立し、同日施行されました。</p> <p>令和2年度は上述のような対応を行い、テーマ2-1の評価も「a 相当程度進展あり」であるため、当該総合目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。</p>
--------------	--

政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>令和3年度税制改正は、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、家計の暮らしと民需の下支え、納税環境のデジタル化の推進など、現下の経済社会の状況等を踏まえて必要かつ有効なものとして検討されたものであり、妥当と考えています。</p> <p>また、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずることとしたものであり、妥当と考えています。</p> <p>更に、租税特別措置については、「政策の達成目標」の実現状況など各府省等の政策評価の結果を記載した要望書を各府省等との議論において活用することにより、効率性の観点からも検討しており、妥当と考えています。</p>
--------------	--

テーマ	総2-1：我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築する		
測定指標（定性的な指標）	[主要]総2-1-B-1：経済社会の構造変化を踏まえた税制改正の検討		
	目標	<p>経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築すべく、毎年度の税制改正を検討します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>税制は、社会の活力や経済発展の基盤として、財源調達機能（政府が提供する公共サービスの資金調達）や再分配機能（国民の所得や資産の再分配）を果たすことが期待されており、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、経済社会の構造変化に対応した、不断の見直しに取り組んでいく必要があるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>税制調査会（用語集参照）において、老後に係る税制のあり方、資産移転の時期に中立的な税制の構築、経済のデジタル化に伴う国際課税上の対応について議論を行うとともに、納税環境整備に関する専門家会合を設置し、ウィズコロナ時代における税務手続の電子化や、グローバル化・デジタル化の進む経済社会における適正課税のあり方について論点を整理しました。</p> <p>また、経済のデジタル化を含む国際課税上の課題については、国際的な合意に基づく解決策をとりまとめるべく、OECDを中心とした国際的な議論に積極的に貢献しました。</p> <p>こうした議論も踏まえ、令和3年度税制改正では、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設するとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例を設けることとしました。また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置を創設するほか、家計の暮らしと民需を下支えするため、住宅ローン控除の特例の延長等を行うこととしました。このほか、納税環境のデジタル化を推進するため、電子帳簿等保存制度の見直しを行うこととしました。これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和3年3月26日に成立しました。</p> <p>今後も引き続き、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化に対応して、持続</p>	□

		的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させる観点から、税体系全般にわたる見直しを進めていくこととしており、達成度は「□」としました。	
テーマについての評定		a 相当程度進展あり	
評定の理由	令和3年度税制改正では、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、家計の暮らしと民需の下支え、納税環境のデジタル化の推進など、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じました。		
	また、税制調査会において、今後の税制のあり方について議論を行いました。 以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。		

総2-1に係る参考情報

参考指標1：税収比率の推移

年度	平成7	8	9	10	11	12	13	14	15
%	68.4	66.0	68.7	58.6	53.1	56.8	56.5	52.4	52.5
年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24
%	53.7	57.4	60.2	62.3	52.3	38.4	43.5	42.5	45.2
年度	25	26	27	28	29	30	令和元	2（補）	3（予）
%	46.9	54.6	57.3	56.9	59.9	61.0	57.7	31.4	53.9

（出所）「我が国の財政事情」（令和2年12月作成）を基に主税局総務課で作成

（https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2021/seifuan2021/04.pdf）

（注）令和元年度以前は決算額、令和2年度は補正後予算額、令和3年度は予算額による。

参考指標2：一般会計税収の推移

（https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm#a02）

参考指標3：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移【再掲（総1-1：参考指標1）】

評価結果の反映	人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化に対応して、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させる観点から、税体系全般にわたる見直しを進めます。
	具体的には、経済社会の構造変化に対応した税制を構築するため、令和3年度税制改正の着実な実施、令和4年度の税制改正の内容の検討に取り組みます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
-------------------------	------

総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第204回国会 総理大臣施政方針演説（令和3年1月18日）
	第204回国会 財務大臣財政演説（令和3年1月18日）
	経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）
	経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）
	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定、令和2年4月20日閣議決定）

	<p>日変更)</p> <p>経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方（令和元年9月26日税制調査会）</p> <p>諮問（令和2年1月10日税制調査会）</p> <p>令和3年度税制改正の大綱（令和2年12月21日閣議決定）</p>
--	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>税収の推移：</p> <p>「歳出に占める税収の割合」</p> <p>「主要税目（国税）の税収の推移」 等</p>
---	--

<p>前年度政策評価結果の政策への反映状況</p>	<p>令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」、令和3年3月26日に「所得税法等の一部を改正する法律」が国会で成立しました。</p> <p>税制調査会において、経済社会の構造変化を踏まえ、税体系全般にわたる見直しについて議論を行いました。</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和3年6月</p>
---------------------	--	------------------------	---------------